

財 関 第 7 9 1 号
平成 23 年 7 月 8 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

關税局長 柴生田 敦夫

外国貿易等に関する統計基本通達の一部改正について

平成 23 年 7 月 5 日の閣議決定において、同年 7 月 9 日に南スーダン共和国の国家承認を行うことが決定されたことに伴い、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日 藏関第 1048 号）の一部を下記のとおり改正し、同年 7 月 9 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

外国貿易等に関する統計基本通達の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。